

深浦町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置について

令和4年8月9日から発生した大雨による特別災害によって、次の事由に相当する被害を受けた町民の方は、個人町民税及び固定資産税の減免を受けることができます。

減免を受けるためには、申請書及び罹災証明書（役場発行）を提出する必要があります。不明な点がございましたらお気軽に深浦町税務会計課（Tel0173-74-2114 直通）へご連絡願います。

◆個人町民税の減免①

特別災害により、次の事由に該当する場合は、減免となります。

なお、特別災害を受けた日以後の納期限以降の税額が減免対象となります。

事由	減免の割合
①死亡した時	10割以内
②生活扶助を受けることとなった時	10割以内
③障害者となった時	9割以内
④同一生計配偶者又は扶養親族が死亡した時	8割以内
⑤同一生計配偶者又は扶養親族が障害者となった時	5割以内

◆個人町民税の減免②

町民税の納税義務者のうち特別災害を受けたもの（同一生計配偶者又は扶養親族を含む）の所有に係る住宅又は家財について生じた金額（保険金等補填金額を除く）がその住宅又は家財の価格の3/10以上の額の場合、合計所得金額千万円以下の者に限り、特別災害を受けた日以後の納期の税額が減免対象となります。

合計所得	減免の割合	
	損害3/10以上 5/10未満	損害5/10以上
500万円以下	5割以内	10割以内
750万円以下	2.5割以内	5割以内
750万円以上千万円以下	1.25割以内	2.5割以内

◆個人町民税の減免③

特別災害により、農作物の減収による損失額の合計額（農業共済金額を控除した金額）が、平年の当該農作物の収入額の合計額の3/10以上で、前年の合計所得が千万円以下の者（農業所得以外の所得が400万円を超える者は除く）に対し、農業所得に係る町民税の所得割の額（農業所得以外の所得がある場合は按分）のうち、特別災害を受けた日以後の納期限のものについて減免対象となります。

合計所得	減免の割合
300万円以下	10割以内
400万円以下	8割以内
550万円以下	6割以内
750万円以下	4割以内
750万円超千万円以下	2割以内

◆固定資産税（土地）の減免①

特別災害により農地又は宅地が流出、水没、埋没、崩壊等の被害を受け、作付・使用不能となった場合、災害を受けた日以後の納期分以降の税額が減免対象となります。

被害の程度 ※被害面積が当該土地の、	減免の割合
8割以上	10割以内
6割以上8割未満	8割以内
4割以上6割未満	6割以内
2割以上4割未満	4割以内

◆固定資産税（家屋及び償却資産）の減免②

特別災害により被害を受けた場合、災害を受けた日以後の納期分以降の税額が減免対象となります。償却資産の被害の程度は、種類ごとに算定する必要があります。

被害の程度	減免の割合
全壊、流出、埋没等で家屋の原型をとどめない又は復旧不能	10割以内
主要構造部分を著しく損傷し、当該家屋価格の6割以上の価値を減じた	8割以内
屋根・内壁・外壁・建具等損傷で、当該家屋の価格の4割以上以上6割未満の価値を減じた	6割以内
下壁・畳等の損傷で、当該家屋の価格の2割以上4割未満の価値を減じた	4割以内